

# 阿南莊松富名（狭間村）中分の背景

佐藤末喜

はじめに

乾元二年（一二〇三）五月、狭間村は南北に中分され、北方を大友惣領家が、南方を狭間三代又四郎直親が領有することとなつた。この異例の下地中分は、狭間氏が本拠地を失う端緒とも言える事件でありその背景を明らかにしておきたいと思う。

## 狭間氏の地頭職

大炊四郎狭間

次郎他界

童名土与鬼狭間地頭

直秀

親直

直親

（重泰）

母朽網兵衛女

となり二代次郎・重泰が早世していたため、直重（直秀）の没後地頭職は、その妻狭間尼公生蓮が継ぎ直親が伝領したという流れになる。

大友二代親秀は、家督を相続後まもなく勃発した承久の乱に、幕府方として参戦し、宇治橋の合戦で大いに功績を挙げている。乱後各地で謀反人調査や所領没官を進めた守護や御家人が、そのまま幕府から地頭職に補任されることが多くみられた。大友親秀に対する恩賞給付の確たる史料はないが、豊後国守護職の権力も利して、阿南郷、野津院、由布院などの国衙領の地頭職を獲得したと思われる。

阿南郷は寛喜二年（一二三〇）に立荘して阿南莊となるが、その時の支配構造は領家職・室大納言家——預所職・備後僧都幸秀——地

国の守護を通じて国衙の在庁官人にその作成を命令したのが、この大田文と言つても間違ひはないだろう」と、石井進氏が「日本中世国家史の研究」で述べておられるように、極めて複雑に入り組んだ中世の土地関係の重要な史料である。大田文を丁寧に読めば、その土地の所有関係の来歴がわかる。

狭間三代直親は阿南莊惣地頭職を守護所、すなわち大友頼泰と折半し松富莊の小地頭職を保持しているが、これらは祖母である狭間尼公生蓮から相伝されたものである。野津本大友系図によると狭間氏三世代は

弘安五年（一二八五）の豊後国岡田帳によると、阿南莊の状況は、  
阿南莊 八十町 領家室大納言 地頭職守護所並狭間尼公生蓮孫用  
鬼丸伝領 今又四郎直親  
松富名三十五町 地頭職狭間尼公生蓮跡同前  
光市松名十五町 肥後国御家人菊池三郎武弘  
松武名三十六町二段内

本名八町五段 松尾弥三郎跡当地行未分明  
(以下省略) となつてゐる。

文永年初蒙古来襲の危機に当たり、鎌倉幕府は国土防衛の国策を固めその軍費捻出のため全国の土地調査を命じ、国単位の土地台帳である大田文を提出させた。これが豊後国岡田帳であり、大友三代頼泰が幕府に注進したものが現在に残つてゐる。そもそも大田文は「承久の乱後の全国の土地関係の大変動の実態をつかむため、幕府が各

頭職・大友親秀であつたと思われる。嘉禎二年（一二三六）親秀は豊後守護職、所領を嫡子惣領・頼泰に譲つたが、同年三月十七日付第七子・田北親泰への譲り状に「分譲男女子息等」とあるように、当時の惣領制に基づいて、庶子の所領安堵と自立を保証している。

当時女子の地位が比較的に高く、一期ではあるが他家に嫁した娘に直重が父親秀から譲与されたのは、阿南荘惣地頭職半分と松富名の小地頭職、それに飯田郷見良津名の地頭職であつた。

### 頼泰と直重の関係

両者の関係は惣領と第四子であるが、相当に昵懃であつたように窺われる。父親秀の意図かもしれないが、頼泰の身近の補助者という風に位置付けられていたのではないか。岡田帳の

#### ①飯田郷

飯田本名	玖町五段新庄	大友兵庫入道殿
見良津名	玖町同前	豊前大炊四郎直重跡孫子鬼丸、
書曲村	拾町新庄	今又四郎
		豊前大炊助入道殿女子 持明院別
		當入道室家跡小田原弥五郎頼
宗買領由申之		

に見るよう、この飯田郷は頼泰、直重、娘の三人に分譲されたのであるが、三名の実際の管理運営は直重の役割であつたように見える。阿南荘の惣地頭職を折半しているのも現地での実務は直重の役

目であつただろう。直重は松富名の小地頭として現地・挟間に居住し、大友氏にとつて重要な地域である阿南荘の支配権を支えたのである。

### 直重の人物像について江戸時代の野史「豊州雜志」に

「大友大炊ノ助親秀ノ四男大炊四郎直重ト云ケルハ剛強い無双殊ニ才智超他未タ弱冠ノ比ヨリ毎度誉レヲ顯ハセリ 舍弟兵庫ノ頭頼泰憑モシク思ヒ父君ノ命ヲ受ケ八百貫文ノ領ヲ宛行ヒ大分郡挟間ニ封セラレシヨリ挟間ヲ以テ氏とセリ（後略）」とあり、頼泰が弟で兄を頼もしくみていた風に記述している。野史に全幅の信頼を置くわけにはいかないが、太田亮氏は「姓氏家系大辞典」に「豊薩軍記に（挟間は大友親秀の四男四郎直重が八百貫文の知行地なり）。直重勇猛怪異の人なりし故鬼狭間ともいう。文永十一年の夏、蒙古筑前へ襲来の時、直重勇名最も高く、人目を驚かせり」と載せている。とにかく剛勇の武将であつたようだ。文永の役では、幕府軍の総大將である頼泰の測近の勇将として、嫡子重泰とともに参戦し大活躍した直重は、その戦傷がもとで重泰とともに戦後まもなく死亡したと思われる。惣領頼泰はこれを重く悼み、狭間家の将来のために三代直親の成長を待つべく、直重未亡人をして地頭職を継がしめ、狭間家の安泰を図つたのであろう。

### 直親の乱行

阿南荘の預所職（雑掌）の備後僧都幸秀は、死に臨んで帶びる預所職を弟子たちに譲与したが、これを不服とした直親（土用鬼丸）

は自分が松富名の預所職を相伝したとしてこれを横領、菊池武弘も光一松名の預所職を横領したため、ようやく松武名の預所職のみが社僧円全によつて維持されるという混乱状況が阿南荘全域を蔽つたのである。この機に乗じて土用鬼丸・直親は、法事問答講田一町二段を横領して講經を衰退させ、供米以下の神田を抑留し神宝を不法に怠つたりしている。これらの不法行為は直親が地頭職と預所職を兼帶したとして、松富名に領有権を確立しようとの意思表示でもある。当然に阿南荘の惣地頭職を折半する大友惣領家としては、見逃せない事態であり、直親の台頭を掣肘し併せて所領の拡大を図るべく、松富名の小地頭職の中分を仕掛けたのであろう。狭間家の保護者ともいうべき頼泰が、三年前の一三〇〇年に七十八歳の長寿を全うして死<sup>亡</sup>しているのも、時の五代惣領大友貞親には幸したであろう。この处分によつて直親は大友家臣団の一員として組み込まれたのである。この中分について挾間町誌の記述を見ると

「豊後国岡田帳では、松富名の地頭職は三代の又四郎直親であつたから、弘安八年に岡田帳が作成されてから、数年後に何らかの理由で狭間氏一族の中で、この松富名は中分されたわけである。莊園を、領家側と地頭側が中分したのではなく、地頭側の一族内部で中分したところに、この中分の特殊性がある」としているが、狭間一族の内部抗争の結果と誤つた解釈をしている。また庄内町誌は「乾元二年（一三〇三）五月、北方・南方に相分される下地中分が行われ、北方を預所が南方を地頭が支配することになつた」と間違つた解説をしている。

大友氏時當知行所領所職等注進状案（貞治三年二月・一三六四）によれば、同國狭間半村とあり、大友惣領家の所領であることが判明する筆者が「狭間村小地頭職の中分」であると主張する根拠である。さらに二十年後の大友親世の分を見ると同國狭間村半分北方とある。

備後僧都幸秀は、岡田帳に平丸名の領家として出ているので、一二八五年には生存が確認できるが、大友能直と彼の死の直前（一一三三）、能直八男能郷を養子にして、所領を譲与するという交渉をしており、当然に成人であり二十歳を超えていたであろうから、相当な高齢である。「死に臨んで弟子に分譲した」時期は、弘安八年の岡田帳注進の前後であろうと思われる。直親の乱行はそのころに始まつたとみてよかろう。

### 狭間四代正供政直について

直親の跡を継いだ正供は、足利尊氏側についた大友軍の猛将として歴戦に大活躍多くの功績を挙げた。その恩賞としてまず建武元年三月

「豊後国阿南荘松富名號狭間村南方地頭職事、狭間大炊四郎太郎政直、當知行不可有相違者、天氣如此、悉之、以状」とする後醍醐天皇綸旨によつて、狭間南方半分の地頭職が安堵された。

そして同年十二月には雜訴決断所牒案によつて、「豊前国御沓村地頭職」を安堵された。御沓村は宇佐郡院内村にあり、豊前・豊後の国府を結ぶ官道上に位置し交通の要衝であつたため得宗領となつて

いた。直親が失った「狭間村半分」の幾分かを、取り戻す成果である。まさに狭間氏中興の祖というべきであろう。彼には数々の軍中状があるがそのうちの一つを紹介しよう。

### 足利尊氏御判御教書案

所々合戦事、於大渡橋上自身被疵、於西坂本西塔南中尾、若黨太夫房幸圓・彌太郎負手、至鎮西京都供奉條、尤以神妙、於恩賞者、追可有其沙汰之状、如件、

建武四年正月三日

御判

狭間大炊四郎入道殿

正供政直が豊前に地頭職を得たことは、その後狭間家が豊前に進出する契機となつたであろう。

### その後の狭間村

十代大友親世は親著に家督を譲り、親著は応永三十年（一四二三）持直に家督譲与。その際の親著の嫡子・孝親に対する処遇について、大分市史には「狭間氏へは豊前の所領と交換して南方を召し上げ惣領家領北方を加えて孝親に与えた。ところが孝親は乱を起こして敗死してしまう。持直はその地を没収し、弟親雄に与えた」と記述されている。狭間村南北が大友惣領家の差配下になり、狭間氏は本貫を失うこととなつたのである。大分市史は代替地として「豊前の所領と交換し」というが、豊前の具体的な所領名を指摘していないので不明である。ともかく大友親雄が狭間南北を支配したことは確實

であり、狭間氏はその大友舍弟・親雄の対大内抗争戦に従軍し、各地を転戦していることは、醍醐寺座主満斎の日記にも記載されている。この時期狭間氏は七代親賢の代に当たると思われるが、大友親雄の没後も狭間南北は狭間氏に戻されることなく、惣領家の直轄領とされたと思われる。

### まとめ

莊園公領制は鎌倉幕府発足によつて完成したと言われる。頼朝が御家人を地頭にして各地の公領・莊園に配置したからである。莊園の支配力は充実したが、一方で武力を背景にした彼らの不法行為が、莊園領主の立場を侵食し始めた。領主側はこれへの対策として、下地を分割して地頭に渡し、領主の年貢を確保するの挙に出た。これが下地中分と言われる和解策である。本稿で取り上げた狭間村（松富名）の中分は、下地を伴わない小地頭職の中分であり、端的に言えば、大友惣領家が直親（土用鬼丸）の所領の半分を召し上げたということである。土用鬼丸の非行がきっかけであつたが、守護領国制による支配力強化を目指す惣領家は、この時期すでに庶子家をも政治的、軍事的統制下に組み込もうとしていたのであり、狭間氏はその先鋒とされたのである。「大友文書」によれば、正慶二年（一三三三）、六代貞宗が千代松丸（氏泰）に家督を譲つた際、惣領制から嫡子単独相続に転換している。

註・（備後僧都幸秀、死に臨んで）の史料・「柞原八幡宮文書」

件大神寶御初拜者、國司每任之役被勤仕之處、去寛喜二年、以阿南庄儒大神寶之料所、可爲一圓不轍之神領之旨、被成國司巍宣畢、獻之天福元年同所被宣下也、子細見官符宣等、然之開、以社僧幸秀僧都雜掌、台調進大神寶等之處、幸秀他界之刻、令付屬彼雜掌於面（弟子等之條、爲非據、而當庄三名內松富名者、地頭土用鬼丸稱預所職相傳之由、致神寶不法懈怠之上、令抑留御供米以下之神田等畢、松武名者、社僧圓全堅者、令相傳之所役懈怠者也、光一松名者、菊池三郎二郎房高爲蒙古勳功之賞、令拜領當名地頭（地煎）職之刻、令押領孤所職之明、令闕如神役等者也、且爲□□身知行領家分之篠、御制嚴重也、況於押領哉矣、

◎此アタリ

裏花押アリ

正慶元年正月十一日

阿南莊ヲ大神宝

料所トシ幸秀ヲ

雜學トシテ調進

幸秀他界後窄籠

(花押)